

介護老人保健施設又は介護医療院における医師以外の者を管理者とする場合の承認基準について

令和3年12月3日

1 目的

本基準は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第95条第2項又は第109条第2項に規定する医師以外の者に介護老人保健施設又は介護医療院を管理させようとする場合において、下関市指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（以下「市規則」という。）第8条に規定する管理者の承認の申請に係る本市承認基準を定めるものである。

2 承認基準

法第95条第2項又は法第109条第2項に規定する医師以外の者の管理者の就任は、次の全ての要件を満たす場合に限り承認する。

- (1) 当該当該介護老人保健施設又は介護医療院の管理者として医師が就任できないやむを得ない理由がある場合
- (2) 管理者になろうとする医師以外の者が、次の全てを満たす者である場合
 - ア 法第94条第3項又は法第107条第3項各号のいずれにも該当しないこと
 - イ 高齢者施設等又は病院の管理的職務の勤務経験等があり、老人の福祉に関し相当の知識・資格を有し、過去の経験等を勘案して、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者としてふさわしいと認められること
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第46条の5第6項及び下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第25条又は下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第26条の規定を満たす者
- (3) 当該介護老人保健施設又は当該介護医療院における医師以外の者の管理者就任が、一時的なものである場合

3 その他

本基準に基づく承認にあつては、必要に応じて、個別案件ごとに条件を付して承認をする。